

# 杉並区交通安全協議会規約

(目的)

第1条 区内の関係行政機関及び関係団体が、杉並区内の交通安全を図るために必要な施策の実施について協議し、もって区民生活の福祉を増進することを目的として、杉並区交通安全協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会に幹事会を置き、別表2に掲げる幹事をもって構成する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる各号の事項を協議する。

- (1) 杉並区交通安全計画の作成及び実施の推進
- (2) 交通安全都市宣言に関する推進方策
- (3) 関係行政機関及び関係団体の交通安全に関する事業の連絡調整
- (4) 交通道德の高揚と交通安全運動の推進
- (5) 交通環境の整備促進
- (6) 交通事故防止のための必要事項の調査
- (7) その他協議会において必要と認められた事項

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、区長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、都市整備部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 協議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、広く区民の意思を反映するため、特に学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 幹事長は、杉並区都市整備部長の職にあるものをもって充てる。

- 2 幹事会は、幹事長が招集する。
- 3 幹事会は、協議会に付議すべき事項を協議する。
- 4 幹事会の会議は、協議会の例による。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、会に関係人の参加を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が会長の同意を得て定める。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、杉並区都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 杉並区交通安全協議会規約（昭和40年5月8日施行）は廃止する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表1（第2条関係）

## 協議会委員

	機 関 等	委 員
1	杉並区	区長
2	杉並区教育委員会	教育長
3	杉並区議会	道路交通対策特別委員会委員長
4	警視庁杉並警察署	杉並警察署長
5	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署長
6	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署長
7	杉並交通安全協会	会長
8	高井戸交通安全協会	会長
9	荻窪交通安全協会	会長
10	東京消防庁杉並消防署	杉並消防署長
11	東京消防庁荻窪消防署	荻窪消防署長
12	国土交通省東京国道事務所	所長
13	東京都建設局第三建設事務所	所長
14	杉並区町会連合会	会長
15	杉並区商店会連合会	連合会会長
16	杉並区立小学校PTA 連合協議会	会長
17	杉並区立中学校PTA 協議会	会長
18	杉並区私立幼稚園連合会	理事長
19	杉並区いきいきクラブ連合会	会長
20	杉並区障害者団体連合会	会長
21	高井戸防犯協会	会長
22	東京都トラック協会杉並支部	支部長
23	杉並法人タクシー協議会	会長
24	東京都個人タクシー協同組合杉並支部	支部長
25	杉並区自転車商三支部連合会	会長
26	杉並区	都市整備部長

別表2 (第7条関係)

幹事

	機 関 等	委 員
1	杉並区	都市整備部長
2		危機管理室地域安全担当課長
3		保健福祉部障害者施策課長
4		保健福祉部高齢者施策課長
5		子ども家庭部児童青少年課長
6		都市整備部管理課長
7		都市整備部交通企画担当課長
8		都市整備部杉並土木事務所長
9	杉並区教育委員会	教育委員会事務局学務課長
10		教育委員会事務局教育人事指導課学校問題支援担当課長
11	警視庁杉並警察署	杉並警察署交通課長
12	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署交通課長
13	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署交通課長
14	杉並交通安全協会	副会長
15	高井戸交通安全協会	副会長
16	荻窪交通安全協会	副会長
17	東京都建設局第三建設事務所	管理課長